

年金事務所段階における 訂正処理基準・要領 (案)

年金事務所段階における訂正処理基準・要領【目次】

第1章 一般的事項	1
第1 日本年金機構における年金記録の訂正の基準	1
第2 年金事務所段階における訂正処理の可否の原則	1
第3 訂正請求手続との関係	1
第4 留意事項	1
1 留意事項	1
2 その他	2
第2章 国民年金の年金事務所段階における訂正処理基準・要領	3
第1 関連資料あり事案に係る訂正処理基準・要領	3
1 訂正処理基準	3
(1) 訂正処理基準該当要件	3
(2) 訂正処理基準不該当要件	4
(3) 年金事務所段階における訂正処理対象外要件	4
2 訂正処理要領	4
第2 関連資料なし事案に係る訂正処理基準・要領	5
1 訂正処理基準	5
(1) 訂正処理基準該当要件	5
(2) 訂正処理基準不該当要件	6
(3) 年金事務所段階における訂正処理対象外要件	7
2 訂正処理要領	7
第3 災害等により被保険者記録が滅失した場合における訂正処理基準・要領	7
1 訂正処理基準	7
2 訂正処理要領	7
第3章 厚生年金保険に係る年金事務所段階における訂正処理基準・要領	9
第1 不適正な遡及処理事案の同僚事案に係る訂正処理基準・要領	9
1 訂正処理基準	9
(1) 訂正処理基準該当要件	9
(2) 訂正処理基準不該当要件	9
(3) 年金事務所段階における訂正処理対象外要件	9
2 訂正処理要領	9
第2 全喪年月日以降に遡及訂正処理がある事案に係る訂正処理基準・要領	10
1 訂正処理基準	10
(1) 訂正処理基準該当要件	10
(2) 訂正処理基準不該当要件	10
(3) 年金事務所段階における訂正処理対象外要件	10

2 訂正処理要領.....	11
第3 不適正な遡及訂正処理の可能性のある抽出3条件に該当する事案に係る訂正処理基準・要領.....	13
1 訂正処理基準.....	13
(1) 訂正処理基準該当要件.....	13
(2) 訂正処理不該当要件.....	13
(3) 年金事務所段階における訂正処理対象外要件.....	13
2 訂正処理要領.....	13
第4 災害等により被保険者記録が滅失した場合における訂正処理基準・要領.....	13
1 訂正処理基準.....	13
2 訂正処理要領.....	14
第5 紙台帳が存在するものの、当該紙台帳等の記載からは資格喪失年月日が確認できない場合における資格喪失年月日に係る訂正処理基準・要領.....	15
1 訂正処理基準.....	15
2 訂正処理要領.....	15
第6 軍歴証明書がある事案に係る訂正処理基準・要領.....	17
1 訂正処理基準.....	17
(1) 訂正処理基準該当要件.....	17
(2) 訂正処理基準不該当要件.....	17
(3) 年金事務所段階における訂正処理対象外要件.....	17
2 訂正処理要領.....	17
第7 本人が請求したとは考えがたい、又は支給事務に不適切な処理がうかがえる脱退手当金に係る訂正処理基準・要領.....	17
1 訂正処理基準.....	17
(1) 訂正処理基準該当要件.....	17
(2) 訂正処理基準不該当要件.....	18
(3) 年金事務所段階における訂正処理対象外要件.....	18
2 訂正処理要領.....	18
第8 支給日より前に脱退手当金未支給期間がある脱退手当金に係る訂正処理基準・要領.....	19
1 訂正処理基準.....	19
(1) 訂正処理基準該当要件.....	19
(2) 訂正処理基準不該当要件.....	19
(3) 年金事務所段階における訂正処理対象外要件.....	19
2 訂正処理要領.....	19
第4章 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則第1条又は第22条に規定する場合に該当する場合の要領.....	20
1 厚生年金特例法施行規則に規定する場合.....	20
(1) 厚生年金特例法施行規則第1条.....	20
(2) 厚生年金特例法施行規則第22条.....	21
2 要領.....	21
(1) 厚生年金特例法施行規則第1条第1号の不該当要件.....	21
(2) 厚生年金特例法施行規則第1条第2号の不該当要件.....	21

(3) 厚生年金特例法施行規則第1条第3号及び第22条の不該当要件.....	21
(4) 厚生年金特例法第1条第2項ただし書に該当する要件.....	22
(5) 年金事務所段階における訂正処理対象外要件.....	22
(6) 留意事項.....	22

第1章 一般的事項

第1 日本年金機構における年金記録の訂正の基準

国民年金法第 14 条の3第1項又は厚生年金保険法第 28 条の3第1項に規定する訂正請求(以下「訂正請求」という。)をした者(以下「請求者」という。)の同意を得て、日本年金機構において年金記録の訂正を行うことができる場合として、国民年金法第 14 条の3第1項及び厚生年金保険法第 28 条の3第1項の規定に基づく国民年金原簿及び厚生年金保険原簿の訂正に関する方針(平成 27 年厚生労働省告示第●号)「第4 日本年金機構における年金記録の訂正」の規定に基づき、年金事務所段階における訂正処理基準・要領及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則(平成 19 年厚生労働省令第 151 号。以下「厚生年金特例法施行規則」という。)第1条又は第 22 条に規定する場合の要領を以下のように定める。

第2 年金事務所段階における訂正処理の可否の原則

訂正請求がされた場合には、まず関連資料と周辺事情の収集等を行い、得られた資料等に基づき第 2 章から第 4 章までの訂正処理基準・要領等に該当し、かつ、請求者が年金事務所段階における訂正処理が可能な場合に該当する場合に訂正請求を取り下げること同意している場合に、年金事務所段階における訂正処理を行う。

なお、第 2 章第 3 及び第 3 章第 4 の「災害等により被保険者記録が滅失した場合における訂正処理基準」並びに第 3 章第 5 の「紙台帳が存在するものの、当該紙台帳等の記載からは資格喪失年月日が確認できない場合における資格喪失年月日に係る訂正処理基準」の対象となる事案(「年金記録訂正請求書 兼 年金記録に係る確認調査申立書」を単位とした個別の訂正請求等をいう。以下同じ。)については、当初から訂正請求がなされなくても、当該基準に該当する場合は、年金事務所段階における年金記録の訂正処理が可能である。

第3 訂正請求手続との関係

年金記録の訂正請求手続は、社会保障審議会(国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)第 14 条の 4 又は厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 28 条の 4 に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任された場合にあつては、地方厚生局に置かれる政令で定める審議会)の審議結果に基づき、厚生労働大臣(国民年金法第 14 条の 4 又は厚生年金保険法第 28 条の 4 に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任された場合にあつては、地方厚生局長又は地方厚生支局長。以下「厚生労働大臣等」という。)が年金記録の訂正をする旨又はしない旨の決定を行うものであるが、この訂正処理基準・要領においては、年金事務所段階における訂正処理基準を定め、年金事務所段階における年金記録の訂正処理を可能としたものである。

そのため、請求期間の一部が当該訂正処理基準に該当しない場合又は請求者が訂正請求の取下げに同意していない場合には、年金事務所段階における年金記録の訂正処理は行わず、訂正請求手続として厚生労働大臣等へ転送するものである。

第4 留意事項

1 留意事項

年金事務所段階における年金記録の訂正処理が可能な場合に該当し、請求者が訂正請求を取り下

げること同意した場合において、当該請求者が年金受給権者の場合には、年金記録を訂正した後の年金額の試算を行い、請求者から年金再裁定申出書の提出を受けて、記録の訂正を行う。

また、その配偶者についても当該申立期間において第3号被保険者に該当していたことの確認を行い、確認ができた場合は、その事実に基づき配偶者の被保険者記録の訂正を行う。

なお、配偶者が年金受給者である場合は、年金記録を訂正した後の年金額の試算を行い、配偶者から年金再裁定申出書の提出を受けて、記録の訂正を行う。

2 その他

- (1) 年金事務所段階での訂正は、請求者が年金事務所段階における訂正処理が可能な場合に該当する場合に訂正請求を取り下げること同意している場合に行うこととなることから、訂正処理を行う際は「請求者」ではなくて「申立人」となるので、「請求」、「請求者」、「請求内容」及び「請求期間」に相当する用語として、「申立て」、「申立人」、「申立内容」及び「申立期間」という用語を使用している。
- (2) 被保険者又は被保険者であった者が死亡した場合において、以下の表の左欄に掲げる者が訂正請求をする場合であって、申立期間に係る被保険者又は被保険者であった者について記述している場合は、「申立人」とあるのは同表の右欄に掲げる者に読み替えるものとする。

国民年金法第 19 条の規定により未支給の年金の支給を請求することができる者	死亡した年金給付の受給権者
遺族基礎年金を受けすることができる配偶者又は子	死亡した被保険者又は被保険者であった者
国民年金法第 49 条の規定により寡婦年金を受けすることができる妻	死亡した夫
国民年金法第 52 条の2の規定により死亡一時金を受けすることができる遺族	死亡した被保険者又は被保険者であった者
厚生年金保険法第 37 条の規定により未支給の保険給付の支給を請求することができる者	死亡した保険給付の受給権者
遺族厚生年金を受けすることができる配偶者又は子	死亡した被保険者又は被保険者であった者

第2章 国民年金の年金事務所段階における訂正処理基準・要領

第1 関連資料あり事案に係る訂正処理基準・要領

1 訂正処理基準

(1) 訂正処理基準該当要件

申立期間の全てが国民年金に関わる事案であって、次のアからエまでのいずれかの要件に該当する事案であること((2)に該当する事案を除く。)

ア 申立期間に対応する国民年金保険料の口座振替記録がある預貯金通帳又は金融機関の出金記録がある場合

この場合、申立人の属する世帯に申立人以外の国民年金被保険者がいるときは、当該申立人以外の国民年金被保険者分の国民年金保険料額も含めた額が記載されていること

イ 申立期間に対応する確定申告書(控)があり、次の全ての要件に該当する場合

(ア) 全ての確定申告書(控)が、申立期間当時に作成されたものと認められること

i 提出された確定申告書(控)が、申告の対象となる年が印字された税務署所定の様式であること

ii 加筆修正の形跡など、明らかに申立期間当時に作成されたものと認められない事由がないこと

(イ) 全ての確定申告書(控)の社会保険料控除欄に「国民年金」との記載があり、記載されている金額が実際に必要となる金額と一致していること

ただし、申立期間の国民年金保険料額の1か月分以内で確定申告書(控)に記載されている「国民年金」の支払保険料額が超過している場合は、一致しているものとして取り扱うこと

この場合、申立人の属する世帯に申立人以外の国民年金被保険者がいる場合は、当該申立人以外の国民年金被保険者分の国民年金保険料額も含めた額が記載されていること

ウ 申立期間に対応する家計簿があり、次の全ての要件に該当する場合

(ア) 提出された家計簿について、次の全ての要件に該当し申立期間当時に作成されたものと認められること

i 外見の経年劣化や他の品目の価格等により、申立期間当時に作成されたものと認められること

ii 加筆修正の形跡など、明らかに申立期間当時に作成されたものと認められない事由がないこと

(イ) 申立期間を含み1年以上の家計簿が現存すること

(ウ) 家計簿に記載されている金額が実際に必要となる金額と一致していること

ただし、申立期間の国民年金保険料額の1か月分以内で家計簿に記載されている金額が超過している場合は、一致しているものとして取り扱うこと

この場合、申立人の属する世帯に申立人以外の国民年金被保険者がいるときは、当該申立人以外の国民年金被保険者分の国民年金保険料額も含めた額が記載されていること

エ 未納・未加入期間に対する保険料納付の申立てであって、申立人が申立期間の全てについて、次の全ての要件を満たす納付組織の預り証(納付組織等の代表者等が発行した保険料を領収した仮領収書など)を所持している場合

(ア) 納付組織の代表者等の領収印が押印されていること

(イ) 申立人の氏名がフルネームで記載されていること

(ウ)金額の記載のある場合には、申立期間に納付すべき制度上の国民年金保険料と一致していること

(エ) 預り証の記載内容と申立内容に矛盾がないこと、具体的には、

i 預り証については、事後的に手が加えられていない等、申立期間の当時に作成され、使用していたものと認められること

ii 預り証に係る納付組織が存在し、申立期間において国民年金保険料の収納を行っていたと認められること

(2) 訂正処理基準不該当要件

次のアからウまでのいずれかの要件に該当する場合は、1の(1)の要件に該当するものではないこと。

ア 平成9年1月以降の納付に係る申立てである場合

イ 制度及び記録等により、納付を行うことが困難な状況にあったと確認される次の(ア)から(オ)までのいずれかの要件に該当する場合

(ア) 社会保険オンラインシステムの被保険者原簿、被保険者台帳又は被保険者名簿その他の記録において、申立人が納付したと主張する時期において、申立期間の全部又は一部が未加入期間として管理されていたことが確認できる場合(1の(1)のエに該当する場合を除く。)

(イ) 申立人が納付したと主張する時期(1の(1)のエに該当する場合であって、預り証に領収日の記載がある場合はその日。)において、申立期間の一部又は全部の保険料が時効により納付することができない場合

(ウ) 任意加入被保険者期間の申立てであって、申立人が納付したと主張する申立期間が、手帳記号番号払出簿による国民年金手帳記号番号(以下「手番」という。)払出日の前の期間である場合

(エ) 申立人が市区町村で納付したと主張する時期が、当該市区町村に転入届が提出されるよりも前の時期である場合

(オ) その他納付することが困難な状況にあったと確認される場合

例えば次の i からivまでのいずれかに該当する場合が考えられる。

i (ア)から(エ)までに該当しないものであって、申立期間について納付書が発行されていないと考えられるもの(1の(1)のエに該当する場合を除く。)

ii 納付したと主張する時期において免除の記録があるもの

iii 申立期間当時の運用上、納付できない方法や納付できない場所で納付したと主張しているもの(口座振替制度開始前に口座振替で納付したと主張するもの等。)

iv 20歳到達前の期間や昭和61年3月以前に日本国外に居住していたなど、制度上国民年金の被保険者となり得ない期間に係る保険料の納付を申立てしているもの

ウ 申立期間の納付について、後日資格喪失その他の原因により還付されたことが確認できる場合

(3) 年金事務所段階における訂正処理対象外要件

既に厚生労働大臣等又は総務大臣から年金記録の訂正をしない旨の決定が行われている事案等についての申立てである場合は、年金事務所段階における記録訂正の対象外であること。

2 訂正処理要領

関連資料に基づき納付していたものと認定される申立期間が国民年金原簿に被保険者であったと記録されていない場合は、当該保険料納付事実の認定によって、その期間中は国民年金被保険者の資格が記載されていたと推定すること。

第2 関連資料なし事案に係る訂正処理基準・要領

1 訂正処理基準

(1) 訂正処理基準該当要件

申立期間の全てが国民年金に関わる事案であって、次のアからオまでのいずれかの要件に該当する事案であること((2)に該当する事案を除く。)

ア 1年以下の未納期間に対する現年度の保険料納付に係る事案であって、次の全ての要件に該当する場合

(ア) 申立期間が1つの事案であること

(イ) 申立期間以外の国民年金加入期間の全てについて未納がないこと

(ウ) 次のいずれかの納付を認める積極的な事情が存在すること

ただし、次の i から iii までの納付済みの記録については、特例納付又は過年度納付によるものと確認されないこと

i 申立期間と同期間において配偶者〔国民年金に加入する配偶者がいない場合には国民年金に加入する全ての同居親族(2親等以内の者に限る。以下この章において同じ。)]が納付済み(第3号被保険者期間を除く。)であること

ii 申立期間に引き続く前後の期間が、いずれも厚生年金保険の被保険者期間又は共済組合の組合員若しくは加入員の期間ではなく、国民年金の被保険者期間であり、かつ、国民年金の期間については保険料納付済期間(第3号被保険者期間を除く。)であること

iii 申立期間の前又は後に連続する国民年金の加入期間が、当初は未納期間であったが、当該期間に係る領収書又は被保険者名簿の納付記録等により、年金事務所等(年金事務所(旧社会保険事務所等を含む。)及び事務センター(旧社会保険事務局を含む。)をいう。以下同じ。)において納付記録が納付済みに訂正された経緯があること

イ 現年度・過年度納付を問わず、1年以下の未納期間に対する保険料納付に係る事案であって、次の全ての要件に該当する場合

(ア) 申立期間が1つの事案であること

(イ) 申立期間以外の国民年金加入期間の全てについて未納がないこと

(ウ) 申立期間に引き続く前後の期間が、いずれも厚生年金保険の被保険者期間又は共済組合の組合員若しくは加入員の期間ではなく、国民年金の被保険者期間であり、かつ、国民年金の期間については保険料納付済期間(第3号被保険者期間を除く。)であること

ウ 現年度・過年度納付を問わず、2年以下の未納期間に対する保険料納付に係る事案であって、次の全ての要件に該当する場合

(ア) 申立期間が1つの事案であること

(イ) 申立期間以外の国民年金加入期間の全てについて未納がないこと

(ウ) 申立期間に引き続く前後の期間が、いずれも厚生年金保険の被保険者期間又は共済組合の組合員若しくは加入員の期間ではなく、国民年金の被保険者期間であり、かつ、国民年金の期間については保険料納付済期間(第3号被保険者期間を除く。)であること

(エ) 申立期間と同期間において配偶者又は同居親族のいずれかが国民年金に加入しており、かつ、納付済み(第3号被保険者期間を除く。)であること

エ 未納期間に対する過年度の保険料納付に係る事案であって、次の全ての要件に該当する場合

(ア) 申立期間が1つの事案であること

(イ) 申立期間以外の国民年金加入期間の全てについて未納がないこと

(ウ) 申立期間が手番払出日前の期間であり、かつ、当該払出日において、申立期間の全てについ

て過年度納付が可能であったこと

(エ) 手番払出日において過年度納付ができる期間のうち、一部の期間については、保険料納付済期間と記録されていること

オ 現年度・過年度納付を問わず、未納期間に対する保険料納付に係る事案であって、次の全ての要件に該当する場合

(ア) 申立期間が2つ以内の事案であること

(イ) 申立期間の合計が2年以内の事案であること

(ウ) 申立期間の全てについて、同居親族全員が納付済みと記録されていること

(エ) 申立期間以外の納付済みと記録されている期間のうち、納付日が確認できる期間の中に、その納付日が、申立期間が納付済みとなっている同居親族と同一日になっているものがあること

(2) 訂正処理基準不該当要件

次のアからキまでのいずれかの要件に該当する場合は、1の(1)の要件に該当するものではないこと。

ア 平成9年1月以降の納付に係る申立てである場合

イ 特例納付に係る申立てである場合

ウ 制度及び記録等により、納付を行うことが困難な状況にあったと確認される次の(ア)から(オ)までのいずれかの要件に該当する場合

(ア) 社会保険オンラインシステムの被保険者原簿、被保険者台帳又は被保険者名簿その他の記録において、申立人が納付したと主張する時期において、申立期間の全部又は一部が未加入期間として管理されていたことが確認できるもの

(イ) 申立人が納付したと主張する時期において、申立期間の一部又は全部の保険料が時効により納付することができないもの

(ウ) 任意加入被保険者期間の申立ての場合であって、申立人が納付したと主張する申立期間が、手帳記号番号払出簿による手番払出日の前の期間であるもの

(エ) 申立人が市区町村で納付したと主張する時期が、当該市区町村に転入届が提出されるよりも前の時期であるもの

(オ) その他納付することが困難な状況にあったと確認される場合

例えば次の i から vi までのいずれかに該当する場合が考えられる。

i (ア)から(エ)までに該当しない場合であって、申立期間について納付書が発行されていないと考えられるもの

ii 納付したと主張する時期において免除の記録があるもの

iii 申立期間当時の運用上、納付できない方法や納付できない場所で納付したと主張しているもの(口座振替制度開始前に口座振替で納付したとする主張等。)

iv 過年度の国民年金保険料を市区町村に納付したと主張しているもの

v 過年度の国民年金保険料を納付書によらない方法で納付したと主張しているもの

vi 20歳到達前の期間や昭和61年3月以前に日本国外に居住していたなど、制度上国民年金の被保険者となり得ない期間に係る保険料の納付を申立てしているもの

エ 申立ての内容が記録や関連資料により確認できる状況と矛盾する場合(1の(1)のアに該当する場合を除く。)

例えば次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合が考えられる。

(ア) 申立期間の保険料につき、配偶者又は同居親族のいずれかの者の保険料と併せて納付したと主張している場合であって、申立人が納付を行ったとされる者の年金記録においても、当該期間については全部又は一部が保険料納付済期間以外の期間として記録されているもの

(イ) 現年度において申立人は3か月に1度定期的に納付していたと主張している場合であって、年金記録において確認できる納付状況は、前納や過年度納付など不規則な納付であったことが記録されているもの

オ 申立人自身(1の(1)のオに該当する場合は、申立人自身又は生存中の同居親族とする。)が申立期間の納付を行っていない場合(1の(1)のアに該当する場合を除く。)

カ 申立期間を納付したことについて、納付時期や納付場所を全く憶えていないなど具体性に欠ける申立てである場合(1の(1)のアに該当する場合を除く。)

キ 申立期間の納付について、後日資格喪失その他の原因により還付されたことが確認できる場合

(3) 年金事務所段階における訂正処理対象外要件

既に厚生労働大臣等又は総務大臣から年金記録の訂正をしない旨の決定が行われている事案等についての申立てである場合は、年金事務所段階における記録訂正の対象外であること。

2 訂正処理要領

申立期間に対応する確定申告書(控)、家計簿、口座振替記録がある預貯金通帳若しくは金融機関の出金記録又は預り証等のいずれかの資料の提出があり、「第1 関連資料がある事案に係る訂正処理基準」において、年金事務所段階における訂正処理に必要な要件に該当しなかった場合は、当該訂正処理基準に該当するものではないこと。

第3 災害等により被保険者記録が滅失した場合における訂正処理基準・要領

1 訂正処理基準

国民年金被保険者記録に係る申立てであって、次の全ての要件に該当する事案であること。

- (1) 申立てのあった国民年金被保険者記録について、年金事務所等及び市区町村において保管していた国民年金手帳番号払出簿(特殊台帳を含む。)及び国民年金被保険者名簿のいずれもが災害等によって滅失又は棄損したことにより、確認ができない場合
- (2) 災害等の発生した当時にその地域を管轄する年金事務所の管内に住所を有していたものと認められる場合
- (3) 申立てのあった国民年金被保険者記録が、災害等の発生年度以前のものである場合

2 訂正処理要領

次の(1)又は(2)に基づき記録の訂正を行うこと。

- (1) 資格記録(資格取得年月日、資格喪失年月日、被保険者種別)

ア 資格記録については、年齢が20歳以上60歳未満であること、日本国内に住所を有すること、被用者年金制度の被保険者資格を有していないこと、被用者年金制度の被保険者資格を有する者の配偶者でないこと等、法令に定める要件に該当していたことを申立人が所持する年金手帳、戸籍謄本又は戸籍の付票等の資料により事実確認した上でこれを認定すること

イ 事実確認を行うために必要な資料が存在しない場合は、法令に定める要件に反しない限り、申立人の申立内容に基づき資格記録を認定すること

- (2) 納付記録

納付記録については、申立人が保有する領収証書等の資料、年金事務所等及び市区町村において確認可能なあらゆる資料等に基づき総合的に判断して納付記録を認定すること

なお、各種資料が存在しない場合は、法令に定める要件に反しない限り、申立人の申立内容に基づき納付記録を認定すること

第3章 厚生年金保険に係る年金事務所段階における訂正処理基準・要領

第1 不適正な遡及処理事案の同僚事案に係る訂正処理基準・要領

1 訂正処理基準

(1) 訂正処理基準該当要件

申立期間の全てが厚生年金保険の申立てであるとともに、年金記録の訂正手続により訂正決定となった事案等(以下「訂正事案」という。)のうち、事業所全喪後に、遡及した標準報酬月額を引き下げ処理が行われている事案又は遡及した資格喪失処理が行われている事案の請求者(以下「同僚」という。)と同一事業所に同一時期に勤務していた申立人の申立てであって、次のア又はイのいずれかの要件に該当する事案であること((2)に該当する事案を除く。)

ア 遡及訂正処理年月日が確認できる事案であって、次の全ての要件に該当する場合

(ア) 訂正事案の遡及訂正処理年月日と同日に訂正処理が行われていること

(イ) 訂正事案と同一の遡及訂正処理(標準報酬月額訂正・資格喪失年月日訂正)が行われていること(全喪年月日が申立人の資格取得年月日より前の日に遡及して訂正されたことにより遡及して資格取得取消がされた場合も含む。)

(ウ) 事業所の全喪年月日以降の日付で遡及訂正処理が行われていること

イ 遡及訂正処理日が確認できない事案であって、訂正事案の事業所の全喪年月日が遡及訂正され、その全喪年月日と同日若しくはそれ以前にまで遡及して申立人の資格喪失年月日が訂正されたと認められるものであって、当該事案と同一の遡及訂正処理が行われている場合

(2) 訂正処理基準不該当要件

遡及して訂正される前の資格喪失年月日が確認できないものであって、給与明細書、雇用保険の記録等から定型的に資格喪失年月日を認定できない場合は、1の(1)の要件に該当するものではないこと。

(3) 年金事務所段階における訂正処理対象外要件

次のアからウまでのいずれかの要件に該当する場合は、年金事務所段階での記録訂正の対象外であること。

ア 申立人が当該法人の役員(事業主を含む。)であった場合(申立人に係る雇用保険の被保険者情報により当該事業所における厚生年金保険の資格喪失年月日の前日まで雇用保険の被保険者であったことが確認できる場合を除く。)

イ 事業主から遡及して標準報酬月額を引き下げる等の説明を受け、申立人がそれに同意していたこと(申立人が社会保険事務を自ら担当し関与していた場合を含む。)が確認できる場合

ウ 既に厚生労働大臣等又は総務大臣から年金記録の訂正をしない旨の決定が行われている事案等についての申立てである場合

2 訂正処理要領

以下の事項については、当該訂正処理基準の可否を確認する上で必要となるので、可否確認を行う際にはこれに留意すること。

(1) 「遡及訂正処理年月日と同日」とは、訂正事案の遡及訂正処理年月日と同一の年月日又は前後1営業日以内を対象とすること

(2) 「同一の遡及訂正処理」とは、次のア又はイの場合であること

ア 標準報酬月額の遡及訂正

資格取得時報酬、標準報酬月額の随時改定の記録及び定時決定の記録のように訂正された記録が異なる場合は、遡及した期間及び訂正方法が異なる場合であっても、その処理年月日と同日に訂正処理が行われているのであれば、同一の遡及訂正処理とすること

イ 資格喪失年月日の遡及訂正

遡及した期間内の資格取得記録が取消されている場合で、その取消処理年月日が申立人の遡及した資格喪失年月日訂正の処理年月日と同日に訂正処理が行われている場合は、同一の遡及訂正処理とすること

第2 全喪年月日以降に遡及訂正処理がある事案に係る訂正処理基準・要領

1 訂正処理基準

(1) 訂正処理基準該当要件

申立期間の全てが厚生年金保険の申立てで、全喪年月日以後に遡及して標準報酬月額等の記録が訂正されている不適正な遡及訂正処理の可能性のある事案であって、次のア又はイのいずれかの要件に該当する事案であること(下記(2)に該当する事案を除く。)

ア 遡及して標準報酬月額が訂正されている場合

申立期間において遡及訂正処理が行われる前の標準報酬月額に相当する給与の支給が確認できるにもかかわらず、当該事業所の全喪年月日以後に、遡及して申立人の標準報酬月額の記録が訂正されているもの

イ 遡及して資格喪失年月日が訂正されている場合

申立期間における勤務実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所の全喪年月日以後に、次の(ア)から(ウ)までのいずれかの処理が行われているもの

(ア) 遡及して申立人の資格喪失年月日の記録が訂正されていること

(イ) 遡及して申立人の資格喪失年月日の記録が入力されていること

(ウ) 全喪年月日の記録が申立人の資格取得年月日よりも前の日に遡及して訂正されたことに伴い、申立人の被保険者記録が全て取消されていること

(2) 訂正処理基準不該当要件

次のア又はイのいずれかの要件に該当する場合は、1の(1)の要件に該当するものではないこと。

ア 1の(1)のいずれかの要件に該当するが、標準報酬月額又は資格喪失年月日の記録の訂正処理や資格喪失年月日の記録の入力処理等が事実即したものである可能性が確認できる場合

イ 1の(1)のイの要件には該当するが、給与明細書、雇用保険の記録等から定型的に資格喪失年月日を認定することができない場合

(3) 年金事務所段階における訂正処理対象外要件

次のアからウまでのいずれかの要件に該当する場合は、年金事務所段階での記録訂正の対象外であること。

ア 申立人が当該法人の役員(事業主を含む。)であった場合(申立人に係る雇用保険の被保険者情報により当該事業所における厚生年金保険の資格喪失年月日の前日まで雇用保険の被保険者であったことが確認できる場合を除く。)

イ 事業主から遡及して標準報酬月額を引き下げる等の説明を受け、申立人がそれに同意していたこと(申立人が社会保険事務を自ら担当し関与していた場合を含む。)が確認できる場合

ウ 既に厚生労働大臣等又は総務大臣から年金記録の訂正をしない旨の決定が行われている事案等についての申立てである場合

2 訂正処理要領

以下の事項については、当該訂正処理基準の可否を確認する上で必要となるので、可否確認を行う際にはこれに留意すること。

- (1) 「入力処理等が事実在即したものである可能性が確認できる場合」とは、被保険者原簿や届書及び添付書類等で標準報酬月額又は資格喪失年月日の記録の訂正処理や資格喪失年月日の記録の入力処理等の具体的な理由が確認できる場合、記録の訂正処理や入力処理が事実在即したものであることを事業主等が主張している場合又は保険者算定により標準報酬月額の定時決定を行ったが、事後的に当該決定が事実在即していないことが判明し、遡及訂正したことが確認できる場合であること
- (2) 遡及訂正処理が行われる前の標準報酬月額に相当する給与が支給されていたことの確認を下記「表1」の資料等により行い、給与実態の確認がされればよく、保険料が控除されていたことまでを確認する必要がないこと
- (3) 申立期間における勤務実態の確認及び資格喪失年月日の認定は、下記「表2」の資料等により認定した資格喪失年月日が、申立期間における当該事業所の資格喪失年月日と同日又は同月内の日付である場合は、当該申立期間における勤務実態が確認できたものとする
なお、申立期間における資格喪失年月日の前月以前又は翌月以降に資格喪失したと考えられる資料が存在する場合は、記憶違いがないかどうかを含めて申立人に申立期間の再確認を行い、その上で、申立期間における資格喪失年月日の前月以前に資格喪失したと考えられる資料が存在する場合は、年金事務所段階における記録訂正の対象外であること
また、申立期間における資格喪失年月日の翌月以降に資格喪失したと考えられる資料が存在する場合は、申立期間における資格喪失年月日で認定すること
- (4) 勤務実態が確認できた事案の資格喪失年月日の認定は、次のア又はイに基づき行うこと
ア 資格喪失年月日を訂正した事蹟がある事案にあつては、「表2」に基づき認定した資格喪失年月日が、訂正前の資格喪失年月日と同日又は同月内の日付である場合は、訂正前の資格喪失年月日を資格喪失年月日とすること
なお、訂正前の資格喪失年月日が全喪年月日後の日付である場合は、全喪年月日を訂正前の資格喪失年月日と同日に訂正すること
イ 資格喪失年月日を訂正した事蹟がない事案にあつては、年金記録の訂正手続となる事案を除き、「表2」に基づき認定した資格喪失年月日を資格喪失年月日とすること
なお、認定した資格喪失年月日が全喪年月日後の日付である場合は、全喪年月日を訂正前の資格喪失年月日と同日に訂正すること

(注) 年金記録の訂正手続となる事案とは、当該事業所の全喪年月日が正しいか否かを確認するため、社会保険オンラインシステム上の記録又は紙台帳により、当該事業所において、全喪年月日後に資格喪失年月日、標準報酬月額の随時改定又は定時決定の記録がある者又はこれらの記録が取消されている者が存在し、かつ、これらの人数がその当時の適用事業所の人数要件を満たしているか否かを確認し、その結果に基づき、全喪年月日が正しいと判断された場合において申立期間が全喪年月日を超える事案又は当該事業所が全喪年月日後も引き続き適用事業所の要件に該当していることがうかがえる場合において、申立期間が資格喪失の処理日又は受付日を超える事案については、年金事務所段階における記録訂正の対象外であること。

「表1」

資料等	留意事項
給与明細書	記載された報酬月額に相当する標準報酬月額(当時)が、訂正前後の標準報酬月額(当時)と比べて訂正前の標準報酬月額(当時)により近い場合は、給与実態が確認できたものとする。
賃金台帳	
確定申告書(控え)	記載された年間収入額を12で除して得た金額に相当する標準報酬月額(当時)が、訂正前後の標準報酬月額(当時)と比べて訂正前の標準報酬月額(当時)により近い場合は、給与実態が確認できたものとする。
源泉徴収票	
預貯金口座への給与振込記録 (預金通帳の写し)	記載された手取り額に相当する標準報酬月額(当時)が、訂正前後の標準報酬月額(当時)と比べて訂正前の標準報酬月額(当時)により近い場合は、給与実態が確認できたものとする。
家計簿	
雇用保険受給資格者証	記載された離職時賃金日額に30を乗じて得た金額に相当する標準報酬月額(当時)が、訂正前後の標準報酬月額(当時)と比べて訂正前の標準報酬月額(当時)により近い場合は、給与実態が確認できたものとする。
厚生年金基金の記録	申立期間と同一の標準報酬月額が確認できる場合は、給与実態が確認できたものとする。
その他上記に準ずるもの	上記に準じて確認を行う。

「表2」

資料等	認定方法
健康保険組合被保険者記録	当該記録の資格喪失年月日と同日を資格喪失年月日とする。
厚生年金基金加入記録	
雇用保険の記録	当該記録の離職日の翌日を資格喪失年月日とする。
雇用保険受給資格者証	
給与明細	保険料が当月分控除の場合は、当該資料に係る月の翌月1日を資格喪失年月日とする。 また、翌月分控除の場合は、当該資料に係る月の1日を資格喪失年月日とする。 なお、保険料控除が当月・翌月のいずれか不明である場合は、当該資料に係る月の翌月1日を資格喪失年月日とする。
銀行取引明細 (給与振込記録)	
預貯金口座への給与振込記録 (預金通帳の写し)	
家計簿	
退職者に係る源泉徴収票	当該資料の退職日の翌日を資格喪失年月日とする。
退職証明書	
在籍証明書	当該資料中に退職日が記載されている場合は、退職日の翌日を資格喪失年月日とする。
事業所の人事記録	
その他上記に準ずるもの	上記に準じて認定を行う。

第3 不適正な遡及訂正処理の可能性がある抽出3条件に該当する事案に係る訂正処理基準・要領

1 訂正処理基準

(1) 訂正処理基準該当要件

不適正な遡及訂正処理が行われた可能性のある記録を抽出するために用いた3条件(①標準報酬月額を引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われている。②5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。③6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。)の全てに該当する約6万9千件の記録に係る事案であること((2)に該当する事案を除く。)

(2) 訂正処理不該当要件

次のア又はイのいずれかの要件に該当する場合は、1の(1)の要件に該当するものではないこと。

ア 標準報酬月額又は資格喪失年月日の記録の訂正処理や資格喪失年月日の記録の入力処理等が事実在即したものである可能性が確認できる場合

イ 遡及して訂正される前の資格喪失年月日が確認できないものであって、給与明細書、雇用保険の記録等から定型的に資格喪失年月日を認定できない場合

(3) 年金事務所段階における訂正処理対象外要件

次のアからウまでのいずれかの要件に該当する場合は、年金事務所段階での記録訂正の対象外であること。

ア 申立人が当該法人の役員(事業主を含む。)であった場合(申立人に係る雇用保険の被保険者情報により当該事業所における厚生年金保険の資格喪失年月日の前日まで雇用保険の被保険者であったことが確認できる場合を除く。)

イ 事業主から遡及して標準報酬月額を引き下げる等の説明を受け、申立人がそれに同意していたこと(申立人が社会保険事務を自ら担当し関与していた場合を含む。)が確認できる場合

ウ 既に厚生労働大臣等又は総務大臣から年金記録の訂正をしない旨の決定が行われている事案等についての申立てである場合

2 訂正処理要領

「入力処理等が事実在即したものである可能性が確認できる場合」とは、被保険者原簿等で標準報酬月額又は資格喪失年月日の記録の訂正処理や資格喪失年月日の記録の入力処理等の具体的な理由が確認できる場合、記録の訂正処理や入力処理が事実在即したものであることを事業主等が主張している場合又は保険者算定により標準報酬月額の定時決定を行ったが、事後的に当該決定が事実在即していないことが判明し、遡及訂正したことが確認できる場合であること

第4 災害等により被保険者記録が滅失した場合における訂正処理基準・要領

1 訂正処理基準

次の全ての要件に該当する事案であること。

- (1) 申立てのあった厚生年金保険の資格取得年月日、資格喪失年月日、標準報酬月額及び被保険者種別(以下「被保険者期間等」という。)について、年金事務所等において保管する厚生年金保険の被保険者名簿(以下「紙台帳」という。)が火災、地震、風水害又は戦災等(以下「災害等」という。)によって滅失若しくは棄損しているもの又は不鮮明であるもので、資格記録等が確認できないもの

- (2) 申立てのあった被保険者期間等について、複製された台帳等で記録事項が整備されていないと認められるもの(仮台帳、戦災で消滅した台帳等を含む。)
- (3) 申立てのあった被保険者期間等が、災害等の発生日以前のもの

2 訂正処理要領

次の(1)又は(2)に基づき記録の訂正を行うこと。

(1) 資格記録

次のア及びイからオまでのいずれかの要件に該当する場合は、被保険者であったと推定すること

ア 在職期間中において、当該事業所が事業所名簿又は厚生年金被保険者番号払出簿により適用事業所であることが確認できる場合

イ 事業所保管の標準報酬月額の時改定又は定時決定の確認通知書等により、当該事業所の被保険者であったことが確認できる場合(在職証明は、被保険者であったことが確認できないため不可。)

ウ はじめて被保険者となった事業所における資格期間が不明確である場合で、被保険者証又は厚生年金被保険者番号払出簿により、資格取得年月日及び台帳記号番号が確認できる場合

エ 申立人又は適用事業所が保管していた給与明細書等(適用事業所が発行した源泉徴収票等も含む。)により、当該事業所の被保険者であったことが確認できる場合

オ 年金事務所等に保管されている照会申出書等により、当該期間に被保険者であったことが確認できる場合

(2) 被保険者期間等

被保険者期間等の訂正については、年金事務所等に保管されている、事業所の適用年月日又は全喪年月日に係る保険者資料(以下「保」という。)と申立人が申立てしている年月日又は標準報酬月額(以下「本」という。)を比較して、次のアからエまでにより認定を行うこと

ただし、資格取得年月日、資格喪失年月日又は標準報酬月額の訂正に当たっては、同僚に係る記録等が存在する場合には、それらを勘案して総合的に判断すること

ア 資格取得年月日

次の(ア)又は(イ)のいずれかの資格取得年月日とすること

(ア) 新規適用年月日が旧台帳、その他の台帳及び適用事業所名簿により確認できる場合は、次の i 又は ii のいずれかの資格取得年月日とすること

i 「保」新規適用年月日より「本」申立年月日が後である場合は、「本」申立年月日を資格取得年月日とすること

ii 「保」新規適用年月日より「本」申立年月日が前である場合は、「保」新規適用年月日を資格取得年月日とすること

(イ) 「保」新規適用年月日が不明な場合は、「本」申立年月日を資格取得年月日とすること

イ 資格喪失年月日

次の(ア)から(ウ)までのいずれかの資格喪失年月日とすること

(ア) 全喪年月日が旧台帳その他の台帳、適用事業所名簿により確認できる場合は、次の i 又は ii のいずれかの資格喪失年月日とすること

i 「保」全喪年月日より「本」申立年月日が後である場合は、「保」全喪年月日を資格喪失年月日とすること

ii 「保」全喪年月日より「本」申立年月日が前である場合は、「本」申立年月日を資格喪失年月日とすること

(イ) 年金事務所等の災害等により記録が滅失した場合は、次の i から iii のいずれかの資格喪失年

月日とすること

i 災害等の年月日より「本」申立年月日が後である場合は、災害等年月日を資格喪失年月日とすること

ii 災害等の年月日より「本」申立年月日が前である場合は、「本」申立年月日を資格喪失年月日とすること

iii 災害等の年月日が不明の場合は、「本」申立年月日を資格喪失年月日とすること

(ウ) 旧台帳又はその他の台帳が戦災で消滅した場合又は戦災で消滅した台帳記録について適用事業所からの資料等により複製されているものの、それにより全喪年月日が確認できない場合は、「保」全喪年月日を昭和 20 年8月 31 日とし、次の i 又は ii のいずれかの資格喪失年月日とすること

i 昭和 20 年8月 31 日より「本」申立年月日が後である場合は、昭和 20 年8月 31 日を資格喪失年月日とすること

ii 昭和 20 年8月 31 日より「本」申立年月日が前である場合は、「本」申立年月日を資格喪失年月日とすること

(エ) 2の(2)のイの(イ)又は(ウ)に該当せず、全喪年月日が不明な場合は、「本」申立年月日を資格喪失年月日とすること

ウ 標準報酬月額

標準報酬月額を旧台帳又はその他の台帳により確認できない場合は、確認できる前後の月の標準報酬月額の合計を2で除した額を報酬月額として標準報酬月額を認定すること(法令の範囲内の額に限る。)

なお、確認できる前後の月の標準報酬月額がない場合は、「本」標準報酬月額とすること(法令の範囲内の額に限る。)

エ 被保険者種別

年金事務所等に保管する資料により確認された最終種別をもって、以降の記録とすること

なお、確認されていない場合は、1種(男性)又は2種(女性)とすること

第5 紙台帳が存在するものの、当該紙台帳等の記載からは資格喪失年月日が確認できない場合における資格喪失年月日に係る訂正処理基準・要領

1 訂正処理基準

厚生年金保険又は船員保険の被保険者名簿(マイクロフィルムにより保存されているものを含む。以下「紙台帳等」という。)が存在するものの、当該紙台帳等の資格喪失年月日に係る記載がない又は不鮮明等の理由により、当該紙台帳等から資格喪失年月日を確認することができない事案であること。

2 訂正処理要領

資格喪失年月日の認定については、次の(1)から(4)までのいずれかの要件に該当する資格喪失年月日とすること。

(1) 厚生年金保険の資格喪失年月日に係る事案については、次のア又はイのいずれかの設定基準により導きだされる日のうち、最も早い日を資格喪失年月日(最大限設定可能な資格喪失年月日(以下「認容日」という。))とし、申立人から申立てがあつた退職日等の翌日(以下「申立日」という。)と比較して、申立人の申立日と一致する場合又は申立人の申立日が認容日より前である場合は、申立日を資格喪失年月日とすること

なお、申立人の申立日が認容日より後である場合は、認容日を申立人に提示し、認容日を資格喪失年月日とする同意が得られた場合のみ認容日を資格喪失年月日として認定すること

ア 標準報酬月額の時決定年月日から導きだされる日

標準報酬月額の時決定の対象となるのは毎年8月1日に在籍している被保険者であることから、時決定制度が施行された以後(昭和28年11月以後)に作成された又は時決定制度施行以後の記録がある紙台帳については、基本的に最後に記載のある標準報酬月額の随時改定年月日の直後の8月1日時点では既に資格を喪失しているものと推定できるため、最後の標準報酬月額の記載がある年月日の直後の8月1日を認容日とすること

なお、7月に新たに資格取得した者については、時決定が翌年から行われることから、翌年の8月1日を認容日とすること

イ 台帳の書換え日から導きだされる日

厚生年金被保険者名簿の場合は紙台帳を書換えている場合があることから、書換え前の紙台帳に資格喪失年月日の記載がなく、かつ、書換え後の名簿にその者に係る記録がない場合は、名簿を書換えた時点で既にその者は資格を喪失していると判断し、紙台帳が書換えられたと判断される日の前日を認容日とすること

- (2) 2の(1)の基準を適用しても認容日が判断できない厚生年金保険に係る資格喪失年月日又は船員保険に係る資格喪失年月日については、紙台帳に記載のある最後の標準報酬月額の翌月1日を認容日とし、申立人から申立てがあった申立日と比較して、申立人の申立日と一致する場合又は申立人の申立日が認容日より前である場合は、申立日を資格喪失年月日とすること

なお、申立人の申立日が認容日より後である場合は、認容日を申立人に提示し、認容日を資格喪失年月日とする同意が得られた場合のみ認容日を資格喪失年月日として認定すること

- (3) 導かれた認容日以前に当該事業所が全喪している場合

2の(1)及び(2)の基準を適用して導かれる認容日以前に該当する事業所が全喪している場合は、当該全喪の期日まで加入していたとして全喪年月日を認容日とすること

また、認容日以前に他の年金制度へ加入、若しくは新たに厚生年金保険の資格取得の記録が確認された場合は、それらの加入日又は資格取得年月日を認容日とすること

この場合においても、認容日と申立人から申立てがあった申立日と比較して、申立人の申立日と一致する場合又は申立人の申立日が認容日より前である場合は、申立日を資格喪失年月日とすること

なお、申立人の申立日が認容日より後である場合は、認容日を申立人に提示し、認容日を資格喪失年月日とする同意が得られた場合のみ認容日を資格喪失年月日として認定すること

- (4) 紙台帳等に資格喪失年月日の記載がない場合でも紙台帳等に記載されている情報に基づき確実に資格喪失年月日を確認できる場合(全喪事業所の名簿に、全喪年月日以前に退職した人のみ資格喪失年月日が記載されており、資格喪失年月日が記載されていない人は、事業所の全喪年月日を資格喪失年月日として記録されていることが同僚の記録等から確認できる場合等の具体的な資格喪失年月日の判断が可能な場合又は船員保険の昭和45年5月31日以前の資格喪失年月日の確認について、船舶所有者へ下船日等の照会を行った結果、資格喪失年月日が判明した場合は、前記アからウの認容日の設定基準によらず当該資格喪失年月日を認容日とすること

この場合においても、認容日と申立人から申立てがあった申立日と比較して、申立人の申立日と一致する場合又は申立人の申立日が認容日より前である場合は、申立日を資格喪失年月日とすること

なお、申立人の申立日が認容日より後である場合は、認容日を申立人に提示し、認容日を資格喪失年月日とする同意が得られた場合のみ認容日を資格喪失年月日として認定すること

第6 軍歴証明書がある事案に係る訂正処理基準・要領

1 訂正処理基準

(1) 訂正処理基準該当要件

昭和19年10月1日から昭和22年5月2日までの期間に係る厚生年金保険又は昭和20年4月1日から昭和22年5月2日までの期間に係る船員保険の申立てであって、申立者が当該申立期間中、旧陸海軍に徴収又は召集されていた場合であって、次のア及びイのいずれの要件にも該当する事案であること((2)に該当する事案を除く。)

ア 厚生労働省又は都道府県が発行する軍歴証明書により旧陸海軍に徴収及び召集されていたことが確認できること

イ 在籍証明書、人事記録、労働者(従業員)名簿、社員台帳、職員原簿、従業員カード等により、申立期間における在籍の事実及び在籍期間が確認できること

(2) 訂正処理基準不該当要件

次のアからウまでのいずれかの要件に該当する場合は、1の(1)の要件に該当するものではないこと。

ア 申立てがなされた期間において当該事業所が適用事業所ではない期間が含まれる場合、その期間に関する申立記録

イ 官吏又は待遇官吏である期間であった場合

ウ 旧陸海軍の共済組合の加入対象となる期間であった場合

(3) 年金事務所段階における訂正処理対象外要件

次のアからウまでのいずれかの要件に該当する場合は、年金事務所段階での記録訂正の対象外であること。

ア 志願により軍の任務に従事した場合

イ 申立期間が、被保険者資格の取得月に徴収又は召集された場合の当該取得月である場合

ウ 既に厚生労働大臣等又は総務大臣から年金記録の訂正をしない旨の決定が行われている事案等についての申立てである場合

2 訂正処理要領

標準報酬月額の設定については、月額1万円(船員保険については月額1万2千円)とすること。

第7 本人が請求したとは考えがたい、又は支給事務に不適切な処理がうかがえる脱退手当金に係る訂正処理基準・要領

1 訂正処理基準

(1) 訂正処理基準該当要件

脱退手当金の支給日より前に脱退手当金の計算の基礎とされていない厚生年金保険被保険者期間(以下「脱退手当金未支給期間」という。)がない場合で、脱退手当金を受給していない旨の申立てであって、次のアからエまでのいずれかの要件に該当する事案であること((2)に該当する事案を除く。)

ア 次の全ての要件に該当する場合

(ア) 申立人の婚姻等による改姓後6か月を超えて脱退手当金の支給決定がされているが、被保険者名簿等には当該申立人の記録が旧姓表示のままとなっていること(申立人が婚姻等の後も旧

姓を使用していた旨の証言をしている場合を除く。)

(イ) 脱退手当金の支給決定当時又は支給決定後間もなく、申立人が国民年金等に参加し、保険料を納付していること

イ 申立人が所持する脱退手当金の支給決定当時発行済みの厚生年金保険被保険者証に、脱退手当金を支給したことを示す表示がないこと(申立人の資格喪失後、6か月以内に支給決定がなされている場合及び支給決定が昭和28年11月前である場合を除く。)

ウ 異なる年金手帳記号番号により管理されていた複数の厚生年金保険被保険者期間を対象として脱退手当金の支給決定がなされているにもかかわらず、これら複数の年金手帳記号番号の重複取消処理(当該脱退手当金の支給決定後1か月以内に行われているものに限る。)が行われていないこと

エ 脱退手当金の支給決定がなされた当時の制度では、一定年齢未満の男性には脱退手当金の受給権がないにもかかわらず、当時、当該一定年齢未満であった申立人の被保険者記録の性別が男性とされていること

なお、当該脱退手当金の算定基礎とされている被保険者期間において最後に加入していた事業所に係る被保険者名簿等及び社会保険オンラインシステムにおける被保険者記録の性別が男性とされている事案であって、申立期間に係る脱退手当金の支給決定当時の男性の受給要件に該当しないものについては、当該申立人の実際の性別が男性であるか女性であるかにかかわらず、該当するものであること

(2) 訂正処理基準不該当要件

次のアからウまでのいずれかの要件に該当する場合は、1の(1)の要件に該当するものではないこと。

ア 年金事務所等において、脱退手当金が支給されたことを窺わせる書類等(脱退手当金裁定請求書等)が確認できる場合

イ 申立人が脱退手当金の算定基礎とされている期間の一部について脱退手当金の受給を認めている場合

ウ 脱退手当金の支給記録が複数回ある場合

(3) 年金事務所段階における訂正処理対象外要件

既に厚生労働大臣等又は総務大臣から年金記録の訂正をしない旨の決定が行われている事案等についての申立てである場合は、年金事務所段階における記録訂正の対象外であること。

2 訂正処理要領

以下の事項については、当該訂正処理基準の可否を確認する上で必要となるので、可否確認を行う際にはこれに留意すること。

(1) 「脱退手当金が支給決定されている」日とは、社会保険オンラインシステムの被保険者記録照会回答票(一時金画面)に表示される「支給日」であること

(2) 「支給決定後間もなく」とは、支給決定後、国民年金等への加入までの期間が1年以内であるものとし、社会保険オンラインシステムの「支給日」から資格取得年月日までの期間により判断すること

(3) 「国民年金等に参加」とは、国民年金のほか、厚生年金保険等の他の年金制度に参加していること

(4) 「保険料を納付している」とは、脱退手当金の支給決定がされた日以後に年金制度に参加していた場合又は支給決定時点において既に国民年金に参加していた場合であって、10年以上継続して加入(継続して複数の制度に参加している場合を含む。)しており、国民年金においてはこの期間が全て保険料納付済期間(第3号被保険者期間を除く。)であること

(5) 「脱退手当金の支給記録が複数回ある場合」とは、申立期間に係る脱退手当金の支給記録のほか

に、異なる支給決定日の脱退手当金の支給記録が1つでもある場合のことで、共済組合からの退職一時金又は厚生年金基金からの脱退一時金の受給も含むものであること

第8 支給日より前に脱退手当金未支給期間がある脱退手当金に係る訂正処理基準・要領

1 訂正処理基準

(1) 訂正処理基準該当要件

脱退手当金を受給していない旨の申立てであって、次のア又はイのいずれかの要件に該当する事案であること((2)に該当する事案を除く。)

ア 次の全ての要件に該当する場合

(ア) 脱退手当金の支給日より前に脱退手当金未支給期間があること

(イ) 脱退手当金未支給期間と、当該脱退手当金の計算の基礎とされている期間が、支給決定当時、同じ記号番号で管理されていたこと

イ 次の全ての要件に該当する場合

(ア) 脱退手当金の支給日より前に脱退手当金未支給期間があること

(イ) 脱退手当金未支給期間と、当該脱退手当金の計算の基礎とされている期間が、支給決定当時、異なる記号番号で管理されていたこと

(ウ) 当該脱退手当金の支給日以後1年以内に、国民年金等に参加し、保険料を納付していること

(エ) 当該脱退手当金の支給日が昭和36年11月1日以後であること

(2) 訂正処理基準不該当要件

次のアからオまでのいずれかの要件に該当する場合は、1の(1)の要件に該当するものではないこと。

ア 年金事務所等において、脱退手当金が支給されたことを窺わせる書類等(脱退手当金裁定請求書等)が確認できる場合

イ 申立人が脱退手当金の算定基礎とされている期間の一部について脱退手当金の受給を認めている場合

ウ 当該脱退手当金の支給日の前後1か月以内において、氏名変更の処理又は厚生年金保険の記号番号の重複取消処理が行われている場合

エ 脱退手当金の支給記録が複数回ある場合

オ 厚生年金保険の資格喪失後9か月以内に脱退手当金が支給されている場合

(3) 年金事務所段階における訂正処理対象外要件

既に厚生労働大臣等又は総務大臣から年金記録の訂正をしない旨の決定が行われている事案等についての申立てである場合は、年金事務所段階における記録訂正の対象外であること。

2 訂正処理要領

「第7 本人が請求したとは考えがたい、又は支給事務に不適切な処理が窺われる脱退手当金に係る訂正処理基準・要領」の訂正処理要領と同様であること。

第4章 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則第1条又は第22条に規定する場合に該当する場合の要領

1 厚生年金特例法施行規則に規定する場合

(1) 厚生年金特例法施行規則第1条(厚生年金特例法第1条第2項に規定する厚生労働省令で定める場合)

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「法」という。)第1条第2項に規定する厚生労働省令で定める場合は、訂正請求(厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第28条の3第1項に規定する訂正請求をいう。)に係る期間(第22条において「請求期間」という。)について、次のいずれかに該当し、かつ、同法第27条に規定する事業主(以下この条において単に「事業主」という。)が、被保険者に係る同法第82条第2項の保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合とする。

1 事業主が厚生年金保険法第84条第2項の規定により当該被保険者の負担すべき標準賞与額に係る保険料に相当する額を控除した事実が明らかであることを確認するに足る資料がある場合

2 次のイからハまでに掲げる場合のいずれにも該当する場合

イ 次の(1)又は(2)に掲げる場合

(1) 当該被保険者が、対象事業所(当該被保険者を使用していた事業主の適用事業所をいう。以下この号及び第3号において同じ。)から特定事業所(当該被保険者を使用していた事業主と密接な関係にある事業主の適用事業所をいう。以下この号において同じ。)に異動させられた場合であって、かつ、当該対象事業所に係る被保険者の資格を喪失した月の前月から当該特定事業所に係る被保険者の資格を取得した月までの期間の月数が一月である場合

(2) 当該被保険者が、特定事業所から対象事業所に異動させられた場合であって、かつ、当該特定事業所に係る被保険者の資格を喪失した月の前月から当該対象事業所に係る被保険者の資格を取得した月までの期間の月数が一月である場合

ロ 次の(1)又は(2)に掲げる場合

(1) 当該被保険者を使用していた事業主が対象事業所において当該被保険者を使用していた事実が明らかであることを確認するに足る資料がある場合

(2) 当該被保険者を使用していた事業主が対象事業所において当該被保険者を使用していたことを認めている場合

ハ 当該被保険者を使用していた事業主が、厚生年金保険法第84条第1項又は第2項の規定により当該被保険者の負担すべき保険料を控除したことを認めており、かつ、法第2条第1項の規定により特例納付保険料(同条第2項に規定する特例納付保険料をいう。以下同じ。)を納付する意思を表示している場合

3 事業主が当該被保険者を使用していた事実及び当該事業主が厚生年金保険法第 84 条第 1 項の規定により当該被保険者の負担すべき保険料に相当する額を控除した事実が明らかであることを確認するに足る資料がある場合

(2) 厚生年金特例法施行規則第 22 条(厚生年金特例法附則第3条第2項に規定する厚生年金特例法第1条第2項の厚生労働省令に定める場合に相当する場合として厚生労働省令で定める場合)

法附則第3条第2項に規定する法第1条第2項の厚生労働省令で定める場合に相当する場合として厚生労働省令で定める場合は、請求期間について、旧船員保険法第 10 条に規定する船舶所有者又は農林漁業団体が旧船員保険法による船員保険の被保険者又は旧農林共済組合(平成 13 年統合法附則第2条第1項第7号に規定する旧農林共済組合をいう。)の組合員を使用していた事実及び当該船舶所有者又は当該農林漁業団体が旧船員保険法第 62 条第1項又は旧農林共済法第 56 条第2項の規定により当該被保険者又は当該組合員の負担すべき保険料又は掛金に相当する金額を控除した事実が明らかであることを確認するに足る資料がある場合であって、かつ、当該被保険者に係る旧船員保険法第 61 条の保険料又は当該組合員に係る旧農林共済法第 56 条第1項の掛金を納付する義務を履行したことが明らかでない場合とする。

2 要領

(1) 厚生年金特例法施行規則第1条第1号の不該当要件

次のアからウまでのいずれかの要件に該当する場合は、厚生年金特例法施行規則第1条第1号に規定する場合に該当するものではないこと。

- ア 賞与の支払い及び保険料控除の事実確認を行う賃金台帳、源泉徴収簿及び申立人が所持する給与明細書等から賞与の支払年月日のうち、支払年月が特定できないもの
- イ 複数の資料があり、それぞれの資料で記載されている保険料控除額等が異なっているもの
- ウ 資料が源泉徴収票しかない等、保険料控除額が特定できないもの

(2) 厚生年金特例法施行規則第1条第2号の不該当要件

次のアからウまでのいずれかの要件に該当する場合は、厚生年金特例法施行規則第1条第2号に規定する場合に該当するものではないこと。

- ア 社会保険オンラインシステムにおいて適用事業所であることが確認できない場合で、昭和 63 年 4 月以降の申立期間については、法人登記簿の写しにより法人事業所であったことが確認できない場合及び昭和 63 年 3 月以前の申立期間に係る事案(ただし、同僚事案における昭和 63 年 3 月以前の申立ての場合であって、基礎事案の被保険者記録が訂正されていることが確認できる場合を除く。)であるもの
- イ 保険料控除を行っていないことが確認できる資料があるもの
- ウ 保険料が控除されていたことが確認できる資料がある場合であって、次の(ア)又は(イ)のいずれかの要件に該当するもの
 - (ア) 資料により確認できた保険料控除額に対応する標準報酬月額等級が存在しないもの
 - (イ) 複数の資料があり、それぞれの資料で記載されている保険料控除額等が異なっているもの

(3) 厚生年金特例法施行規則第1条第3号及び第 22 条の不該当要件

次のア又はイのいずれかの要件に該当する場合は、厚生年金特例法施行規則第1条第3号及び

第 22 条に規定する場合に該当するものではないこと。

- ア 資料により確認できた保険料控除額に対応する標準報酬月額等級が存在しないもの
- イ 複数の資料があり、それぞれの資料で記載されている保険料控除額等が異なっているもの

(4) 厚生年金特例法第 1 条第 2 項ただし書に該当する要件

申立人が当該法人の役員(事業主を含む。)であったこと、又は事業主から必要な届出をしていないことや保険料を納付していない等の説明を受け、申立人がそれに同意していたこと(申立人が社会保険事務を自ら担当し関与していた場合を含む。)が確認できる場合は、厚生年金特例法第 1 条第 2 項ただし書きに該当するものとして、年金事務所段階における記録訂正の対象外であること。

(5) 年金事務所段階における訂正処理対象外要件

2の(4)に定めるもののほか、次のアからウまでのいずれかの要件に該当する場合は、年金事務所段階における記録訂正の対象外であること。

ア 制度上、厚生年金保険被保険者となり得ないことが確認できる場合

ただし、申立期間当時の事業主が保険料控除を行っていたことが確認されれば、被保険者となり得る勤務実態があったことは一応推認されることから、被保険者資格喪失月の保険料控除である場合等の厚生年金保険被保険者ではなかったことが確認される場合を除き、制度上被保険者であったものとして取り扱うこと

イ 既に厚生労働大臣等又は総務大臣から年金記録の訂正をしない旨の決定が行われている事案等についての申立てである場合

ウ 保険料徴収権の時効消滅後の期間に係る申立てであるが、過去に同様の訂正請求(同一事業所の同一時期)があり、かつ、厚生年金保険法に基づき訂正決定された事案(以下「厚生年金保険法訂正事案」という。)であることが判明した場合等、当該事案が厚生年金保険法訂正事案となる可能性がうかがえる場合

(6) 留意事項

ア 次の(ア)又は(イ)の事項については、厚生年金特例法施行規則第 1 条又は第 22 条に規定する場合の要件に該当するかの確認をする上で必要となるので、これに留意すること。

(ア) 申立人が当該法人の役員(事業主を含む。)であったこと等の確認については、申立人が当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日の前日まで雇用保険の被保険者であったことが確認できる場合は、「申立人が当該法人の役員(事業主を含む。)であった場合」に該当しないことが確認できたものとする

(イ) 保険料が控除されていた事実の確認については、提出された給与明細書又は賃金台帳等に基づき行うが、提出された資料がどの月分の保険料に該当するかの判断は、事業主に対して、給与の〆日及び支払日、当月控除、翌月控除の別を確認する必要があるが、次の i から iii までのいずれかに該当する場合は、事業主への確認は不要であること

i 「資格喪失年月日相違」の事案であって、退職月の翌月に支払われた給与明細書により翌月控除が確認できる場合

ii 「資格取得年月日相違」の事案であって、入社当時に給与が支払われ、当月控除が確認できる場合

iii 「被保険者期間の中抜け」の事案であって、当月及び翌月において保険料控除が確認できる場合

イ 賞与事案に係る標準賞与額の認定は、1 回の支給(同月に 2 回以上支給されていたときは、その合計。)につき 150 万円を上限として、次の(ア)又は(イ)のいずれかに基づき行うこと

(ア) 保険料控除額に見合う標準賞与額が、賞与支給額に見合う標準賞与額より低い場合は、保険料控除額に見合う標準賞与額とすること

(イ) 保険料控除額に見合う標準賞与額が、賞与支給額に見合う標準賞与額より高い場合は、賞与支給額に見合う標準賞与額とすること

ウ 同一企業等内の転勤事案に係る標準報酬月額認定は、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに基づき行うこと

なお、保険料が控除されていたことが確認できる資料がある場合は、それらの資料に基づき認定すること

(ア) 勤務実態が、新事業所で確認できた場合(下記(ウ)に該当する場合を除く。)は、社会保険オンラインシステムにおける、申立期間の後の新事業所に係る最初の標準報酬月額とすること

(イ) 勤務実態が、旧事業所で確認できた場合(下記(ウ)に該当する場合を除く。)は、社会保険オンラインシステムにおける、申立期間の前の旧事業所に係る最後の標準報酬月額とすること

(ウ) 勤務実態が、申立期間の途中の異動日を境に新旧それぞれの事業所で確認できた場合は、人事記録又は異動辞令等の資料により新事業所において勤務を開始した日(以下「異動日」という。)を確認し、次の i 又は ii のいずれかに基づき認定すること

i 異動日以前の期間は、社会保険オンラインシステムにおける、申立期間の前の旧事業所に係る最後の標準報酬月額とすること

ii 異動日以後の期間は、社会保険オンラインシステムにおける、申立期間の後の新事業所に係る最初の標準報酬月額とすること

エ 上記のイ又はウ以外の事案に係る標準報酬月額認定は、次の(ア)又は(イ)のいずれかに基づき行うこと(法令の範囲内の額に限る。)

(ア) 保険料控除額に見合う標準報酬月額が、給与支給額に見合う標準報酬月額より低い場合は、保険料控除額に見合う標準報酬月額とすること

(イ) 保険料控除額に見合う標準報酬月額が、給与支給額に見合う標準報酬月額より高い場合は、給与支給額に見合う標準報酬月額とすること

オ 事業主の納付義務履行の有無の確認については、下記「表3」に基づき行うこと。

「表3」

下記のいずれかに該当するものは、「納付義務履行なし」とし、それ以外の場合は「納付義務履行は不明」と判断する。	◎年金事務所で判断する場合の確認方法 (下記のいずれかに該当するものは「納付義務の履行がないもの」とし、それ以外の場合は「納付義務の履行は不明」と判断する。)	対象事案に該当事例が存在するか		
		転勤	資料で確認	
			賞与	その他
(1) 次の①又は②により、事業主が厚生年金の記録どおりの届出を行ったことが認められる場合				
① 事業主が届出の誤り又は保険料納付義務の未履行を認めている場合	事業主に聞いて確認する。	○	○	○
② 事業主が保管している届出書等から事業主の届出誤りであることが明らかな場合(注:事業主は誤りを認めていないことが前提)	事業主又は年金事務所が保管する下記のいずれかの資料に、厚生年金の記録と同一の内容が記載されているかどうかを確認する。			

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資格の取得又は喪失確認通知書 ・ 標準報酬の決定又は改定通知書 ・ 標準賞与額の決定通知書 ・ 資格取得届(又は写)・資格喪失届(又は写) ・ 報酬月額算定基礎届(又は写) ・ 報酬月額変更届(又は写) ・ 賞与支払届(又は写) <p>⇒ 同一の内容が記載されている場合は、「事業主の届出誤りであることが明らかである」ことから履行していないと判断する。</p>	○	○	○
<p>(2) 適用事業所ではない期間の事案の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主が適用事業所となる届出をしていない ・ 事業主が全喪の届出を行った(不適正遡及訂正の場合を除く。) 	<p>左記について、厚生年金の記録を確認する。</p> <p>⇒ 「事業主が届出を行わなかった」もしくは「事業主が全喪日を誤って届け出た」ことから履行していないと判断する。</p>	○	/	○
<p>(3) 厚生年金の記録上の標準報酬月額が長期(訂正する期間に算定基礎届や月額変更届の機会が複数含まれる。)にわたり報酬の実態と相違しており、事業主が誤った報酬額を届け出たと認められる場合【標準報酬相違事案】</p>	<p>申立期間中に、算定基礎届又は月額変更届の提出機会が、種類を問わず2回以上あるかどうかを、年金事務所で確認する。</p> <p>⇒ 2回以上ある場合は、「事業主が誤った報酬月額を届け出た」ことから履行していないと判断する。</p>	/	/	○
<p>(4) 全部記録なしの事案の場合【ある事業所に在職中の期間全てについて厚生年金の記録が空白になっている】</p>	<p>左記について、厚生年金の記録を確認する。</p> <p>⇒ 「事業主が資格取得又は喪失の届出を行わなかった」ことから履行していないと判断する。</p>	○	/	○
<p>(5) 中抜け事案の場合(注:転勤事案を含まない)【ある事業所に在職中の途中の期間について厚生年金の記録が空白になっている】</p>	<p>左記について、厚生年金の記録を確認する。</p> <p>⇒ 年金事務所が事業主からの届出なしに2度の処理を行うとは考え難く、「事業主が資格喪失及び取得を(誤って)</p>	/	/	○

	届け出た」ことから履行していないと判断する。			
(6) 転勤、資格取得日又は資格喪失日相違の事案で、かつ、次の①から④までのいずれかに該当する場合	※ 以下は、事業主が誤りを認めていない場合に判断対象となる。			
① 雇用保険、厚生年金基金等関連制度の加入記録が厚生年金の記録と一致していることから、事業主が年金事務所等と関係機関(公共職業安定所、厚生年金基金等)の双方に誤った届出を行ったと認められる場合	雇用保険、厚生年金基金及び健康保険組合の記録を確認し、厚生年金の記録の内容と一致しているかどうかを確認する。 ⇒ いずれも一致する場合は、「双方に誤った届出を行った」ことから履行していないと判断する。	○		○
② 厚生年金の記録上の資格得喪日が事業主しか知り得ない人事上の特定の日であることが確認でき、事業主が当該日を届け出たと認められる場合	厚生年金の記録上の資格得喪日が、事業所の人事記録上に記載のある日付で、資格得喪日以外の人事上の特定の日(例:異動内示日、転勤準備命令日、異動後の係配属日等)と一致するかどうかを確認する。 ⇒ 一致する日付がある場合は、「事業主が当該日を(誤って)届け出た」ことから履行していないと判断する。	○		○
③ 月初日の転勤又は月末日の離職であるにもかかわらず、資格喪失日が月末日となっており、事業主が当該月末日を資格喪失日として届け出たと認められる場合	左記について、厚生年金の記録を確認する。 ⇒ 「事業主が離職日と資格喪失日を混同し、誤って届け出た」ことから履行していないと判断する。	○		○
④ 申立期間中、事業主が得喪届及び定時決定等を複数回にわたり年金事務所等に提出する機会があった場合	申立期間中に、資格取得、定時決定又は資格喪失の提出機会が、種類を問わず2回以上あるかどうかを、年金事務所で確認する。 ⇒ 2回以上ある場合は、「事業主が届出を行わなかった」ことから履行していないと判断する。	○		○

※ 同僚事案の場合

特段の事情がない限り、基礎事案における事業主の保険料納付履行の有無の判断と同一とする。